

パラメータシート<通信・情報セキュリティ>H22/4の一部改訂

「輸出注意事項 22 第 25 号 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達」に伴い、通信・情報セキュリティ パラメータシート「通・セ 2」に掲載するファイルの一部を改訂します。

<改訂内容／朱色で記載>

- 1) 様式 9-07 (別紙 2) (1/4) 輸出令別表第 1 の 9 (7) (省令第 8 条第九号)
 b. 「次のいずれかの口内にレ又は×印がある装置に限定されて**使用する**ものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないスマートカードか？」

- 2) 様式 9-07 (解釈) (2/2) 輸出令別表第 1 の 9 (7) (省令第 8 条第九号)

| | |
|---|----------------------------------|
| 貨物等省令第 8 条第九号へ (一) 1 中のトからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて 使用する もの | 副次的暗号装置に限定されて 使用する ものを含む。 |
|---|----------------------------------|

- 3) 様式 9-11 (1/2) 輸出令別表第 1 の 9 (11) (省令第 8 条第十三号)
 (解釈)「貨物等省令第 8 条第十三号中の設計用の装置、製造用の装置又は評価若しくは検証するための測定装置」：他の用途に用いることができるものを除く。